

キャンペーン・ガイドライン

(2019年3月6日作成、2021年11月8日、2022年4月1日更新)

本ガイドラインは、広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員会（以下、実行委員会）が主催する「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」（以下、本キャンペーン）における基本的なルールを定める目的で策定された。

1. キャンペーン概要

1) キャンペーン名称と表記：

「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」

2) キャンペーン期間： 2019年4月22日～2025年3月31日

※当初2022年3月で終了の予定でしたが、期間2025年3月までに延長しました（2021年12月）

3) キャンペーンの活動場所： 主に日本全国及、インターネット上

2. キャンペーンの主催と実施：

本キャンペーンは実行委員会メンバーおよびキャンペーンに賛同する団体や企業、個人によって構成され、この構成員が、キャンペーン期間中にキャンペーンの趣旨や目的に合致した事業を行うか、キャンペーンで予定されている活動に参加・協力することにより実施される。

3. キャンペーンの構成員およびその義務と権利について

1) キャンペーンの構成員の定義

このキャンペーンは、以下 a)～d) によって構成される。

a) 主催団体（広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員会）

本キャンペーン全体の運営に関わる事項の意思決定機関。広げよう！子どもの権利条約実行委員会のメンバー団体および個人によって構成される。

b) 賛同団体

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために自主的に活動を主催、実施、または参加・協力する団体。

c) 賛同・協力する企業

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために自主的にキャンペーン事業に参加・協力する民間企業。

d) 賛同個人

本キャンペーンの趣旨およびガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために本キャンペーンの実施を支え広げる個人。

2) 意思決定と構成員の義務と権利について

各構成員の義務と権利は下記に定めるとおりである。

a) 実行委員会

実行委員会の義務：

1. キャンペーンのガイドライン（目的、期間など含む）を策定し、キャンペーン全体が適切に運営されるように管理する。
2. 実行委員会の会議への参加、及び運営に責任を持ち、意思決定を行う。その際、構成員である賛同団体、個人の意見もあわせて検討する。
3. 運営費の獲得、管理についても責任を負う。
4. 本キャンペーンの会計および活動内容について、賛同する団体に対する報告を行う。

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン実行委員会の権利：

1. 本キャンペーンの信用を保つため、キャンペーンに賛同する団体や企業、個人、の審査を行うことができる。
2. キャンペーンに賛同する団体が当ガイドラインに規定する条件に合致していないか、当ガイドラインおよび賛同・協力申込フォームまたはキャンペーン意思決定機関との間で締結するその他の契約に違反していると判断した場合は、下記の是正を求めたか否かにかかわらず、通知のうえ、その資格を剥奪することができる。
3. キャンペーンに賛同する団体は、イベントの実施や広告・ウェブサイト等による広報活動において、本キャンペーンの名称の使用またはキャンペーンに関する表示が当ガイドラインまたはキャンペーンの趣旨に反していると判断した場合は、是正を求めることができる。
4. 本キャンペーンの活動資金を獲得のため、実行委員会は寄付・賛同金の募集、助成金の申請、自主事業の開催等を行うことができる。

b) 賛同団体

賛同団体の義務：

1. 賛同団体となるためには、以下の要件を満たすことが必要。
 - 実態をもつ団体であること（連絡のとれる事務所や人があり、活動の実績があること）。
 - 本キャンペーンの目的を理解し、趣旨に賛同すること。
 - 当ガイドラインに合意すること。
 - 以下の基準に合致していること。
 - ◇ 子どもの権利条約に掲げられている理念に団体として賛同していること
 - ✓ 暴力団・暴力集団関係の団体でないこと。
 - ✓ 政治団体が選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 宗教団体が布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 日本の国内法及び国際法等を遵守していること。
 - 賛同手続きとして、ウェブサイト <http://bit.ly/CRCcampaign> から本キャンペーン賛同フォームに記入し送信すること。

※任意として、本キャンペーンへの賛同金を納入することができる。

※なお、キャンペーン意思決定機関が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、賛同団体としての資格を剥奪する場合がある。

2. 賛同団体はキャンペーン期間に行う団体主催事業についての責任を負う。なお、主催事業を行う場合は、イベント実施の2週間前までに事務局まで通知すること。
3. 実行委員会に対し、団体主催事業の参加人数及び活動内容についての報告を事業実施後2週間以内に行う。
4. 原則として、賛同団体として名称を連ねること

賛同団体の権利：

1. 本キャンペーンの名称とロゴを使用することができる。
2. 団体のウェブサイトやイベント等のなかで本キャンペーンに賛同していると表示することができる。
3. 本キャンペーンを支援して、当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。
4. 本キャンペーンのイベントや共同アクションに参加することができる。
5. 本キャンペーンの画像素材等を別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用することができる。
6. 本キャンペーンの広報媒体に、団体が行うイベントを掲載できる。

c) 賛同・協力する企業

賛同・協力する企業の義務：

1. 賛同・協力する企業となるためには以下の要件を満たすことが必要。
 - 実態をもつ法人であること（連絡のとれる事務所や人があり、事業実績があること）
 - 本キャンペーンの目的を理解し、主旨に賛同すること。
 - 当ガイドラインに合意すること。
 - なんらかの貢献を本キャンペーンにすること。
 - 以下の基準に合致していること。
 - ✓ 企業の社会的責任として、子どもの権利及び環境や社会的課題に配慮し、積極的に取り組んでいること、または今後取り組んでいく意志を持っていること。
 - ✓ 政治団体による選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 宗教団体による布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 日本の国内法及び国際法等を遵守していること。
 - 賛同手続きとして、ウェブサイト <http://bit.ly/CRCcampaign> から本キャンペーン賛同フォームに記入し送信すること。企業は任意で賛同金を納入することができる。

※なお、キャンペーン意思決定機関が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、賛同・協力企業としての資格を剥奪する場合がある。

賛同・協力する企業の権利：

1. 本キャンペーンの名称とロゴを使用することができる。

2. 企業の広告・ウェブサイト等の中で本キャンペーンに協力していると表示することができる。
3. 本キャンペーンを支援して、当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。
4. 本キャンペーンのイベントや共同アクションに参加することができる。
5. 本キャンペーンの画像素材等を別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用することができる。

d) 賛同個人の権利と義務

賛同する個人の義務：

1. 本キャンペーンの目的を理解し、主旨に賛同すること。
 2. 当ガイドラインに合意すること
 3. 賛同申込フォームを送付すること。
 4. 連絡の取れるEメールアドレス、電話番号、住所を持つこと。
 5. バナーを貼ったウェブサイト、ブログの URL を通知すること。
- ※ なお、個人のウェブサイトおよびブログ等での広報活動に関し、キャンペーン意思決定機関が上記各要件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、ウェブサイトのリンク、キャンペーンバナーの使用を差し止めるほか、賛同個人としての資格を剥奪する場合がある。

賛同する個人の権利：

1. 個人のウェブサイト、ブログ等で本キャンペーンのバナーを使用することができる。
2. 個人のウェブサイト、ブログ等で本キャンペーンに協力していると表示することができる。

4. イベント実施について

キャンペーンに賛同する団体、企業、個人がキャンペーンの一環としてイベントを実施する場合は、以下の要件に従う必要がある。

- 1) 子どもの権利について、このキャンペーンの目的に沿うイベントである。
- 2) イベントの実施については主催者として責任を負う。
- 3) イベントの広報、実施段階でキャンペーンの賛同・協力イベントであることを伝える。
- 4) イベントの実施の2週間以上前に本キャンペーン事務局にイベントの概要（①タイトル、②日時、③場所、④内容、⑤URL（あれば）、⑥問い合わせ先）を通知する。
- 5) 本キャンペーンの名称とロゴの使用等については規定にしたがう。
- 6) 本キャンペーンの画像素材等を使用する場合は、別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用する。
- 7) イベントを実施後2週間以内に広げよう！子どもの権利条約実行委員会へ報告を行う。
- 8) 本キャンペーンに対する寄付金等を受領した場合は、キャンペーン事務局へ報告し、送金する。

以上